

伝統的建築群に応答せよ

Take your stance on the traditional architecture

主催 日本建築学会関東支部
共催 桐生市、桐生市教育委員会、日本建築学会群馬支所
後援 群馬県、桐生商工会議所、桐生写真連盟、群馬建築士会、群馬県建築士事務所協会、JIA 関東甲信越支部群馬地域会、群馬県建築構造設計事務所協会、群馬県設備設計事務所協会、東京建築士会

実在のまちを対象として、都市の姿や暮らしをテーマに、建築・都市の専門家、地元で暮らす子どもから内外の大人までが参加する提案競技です。建築やまちのことをみんなで考え、創造する機会とします。以下の3部門において、提案や作品を幅広く募集します。

今回は群馬県桐生市を対象地とし、建築学会（東京）と桐生市で、公開審査会（「建築・まちづくり提案の部」のみ）、作品展示会、表彰式、などを開催予定です。

- 【1】 建築を学ぶ学生から実務者までを対象とした「建築・まちづくり提案の部」
- 【2】 子どもから大人、観光で訪れた人など、誰もが応募できる「写真コンクールの部」
- 【3】 地元小中学生を対象とした「絵画コンクールの部」

【1】 建築・まちづくり提案の部

① 課題「伝統的建築群に応答せよ」

過去の知恵や工夫を現代の社会、生活に受け継ぎ、活かしていくためには、どのような建築と考え方が必要となるのでしょうか。それは必ずしも表面的な解決だけではないはずです。

本提案競技の対象地である桐生市は、平成24年1月17日に「桐生新町伝統的建造物群保存地区」の都市計画地区及び保存計画を決定し、地域住民と連携しながら、歴史を活かしたまちづくりを目指しています。

桐生市によって、保存計画、修繕のガイドラインなどが定められていますが、具体的にどのような特徴を持ったまちとなるかはこれからです。

市全体や一部の伝建地区住民は、観光化に期待していますが、一方で無遠慮な観光客の増加によるプライバシーの侵害を心配する声も上がっています。

また、建物は各時代にまたがっており、これらをどのように方向づけていくかや、交通量の多い前面道路、駐車場の整備や駅からのアクセスなど、住民による小さな修繕から、行政に関わる課題まで多岐に渡っています。

このような状況で、市民と行政が一体となって課題解決に積極的に取り組み、地域経済の特色ある活性化を目指している点は特筆すべき点です。

実際にガイドラインに従った改修を行ったらどのようなファサードが現れるのか、生活と観光は両立するのか、ノコギリ屋根の遊休工場の活用は、伝建地区とその周辺の格差はどのような課題を生み解決が可能かなど、これらを手がかりとして、多くの人々が訪れるまちと空間を、桐生市民に提案してください。

具体的な対象としては別紙資料に示された建物や敷地にアイデアが求められています。すぐにでも実現出来そうな実施設計レベルの提案から、改修を契機とした活動や、運営のソフト提案まで、幅広くアイデアを募ります。

もちろん、別紙資料（「建物・敷地候補リスト」「建物・敷地候補位置図」）の建物・敷地以外を対象としたり、改修以外のテーマや広域の問題を扱う提案も歓迎します。

必ずしも提案の実現性にこだわりませんが、今後の桐生市のまちづくりの参考になるような説得力のある提案を望みます。

直接的な問題解決だけでなく、近代主義が目的としたものが何であったのか？ 技術的な側面以外に転換点をもたらした要素はなかったのか？ などについての視点も必要でしょう。また、昨年の震災は色々なことを考えるきっかけとなり、気づくことも多かった（多い）ように思います。震災の前後で変化したものの見え方に誰もが新しい何かの必要性を感じているのではないのでしょうか。

伝統的な建築・まちに応答するにあたって、先の震災のみでなく、歴史上の災害や被災、それを乗り越えて保存・再生されて来たものにも目を向け、同時に昨日今日といった現在をしっかりと捉えてください。

② 要求図面等

1) 着目した現状や計画条件を図や写真等を用いてわかりやすく説明してください。

2) 提案内容を、設計主旨、図版（ダイヤグラム、配置図、平面図、断面図、立面図、透視図、模型写真等）を自由に組み合わせ、表現してください（縮尺明記のこと）必須図面はありません。ただし、模型、ビデオ等は受け付けません。なお、設計主旨の概要を 600 字以内の文章でまとめ、10 ポイント以上の文字で図面中に記入してください。

3) 用紙は A1 サイズ、2 枚（591 × 841mm、サイズ厳守、変形不可、2 枚つなぎあわせることは不可）以内とし、図面の右上（裏面）にエントリーNoの番号札を貼付してください（エントリーNoは応募登録者へお知らせします）。

別途、電子データ（PDF など）を添付してください。

4) また A4 判用紙 1 枚（縦使い）に図版数点（任意）と提案主旨をレイアウトした提案概要書を提出してください。

③ その他注意事項

1) 図面および設計主旨の概要文用紙には、応募者の氏名・所属等がわかるようなものを記入しないでください。

2) 応募作品は、他の設計競技等と二重応募になる作品、あるいは既に発表された作品は応募できません。

3) 応募作品は、本人の作品でオリジナルな作品であることは必須です。

④ 応募資格

不問。ただし、第 1 次審査を通過し 2 次審査へ進出するのは本会の個人会員とします（10 月 22 日（月）までに所定の入会手続きを完了しない場合は第 2 次審査へ進出できません）。共同制作者も同様です。

⑤ 応募登録・作品提出

1) 応募登録

・応募登録料：無料

・応募登録申込書：様式自由。必要事項（代表者氏名・会員種別（会員番号）・所属、代表者連絡先住所・電話番号・e-mail アドレス）を 9 月 21 日（金）までに下記問合せ先へ e-mail で送信してください。応募登録者（代表者）には、応募要領等をお知らせします。

2) 作品提出

提案図面

電子データ（CD-R 等）

主旨概要文用紙（A4 サイズ）

応募申込書

} 一括して封筒に入れる

を一緒にして提出してください。

・受領通知が必要な方は、受領通知用の返信はがき（官製はがきに代表者の住所・氏名を記入のこと）を同封してください。

・応募作品は 1 案ごとに別々に提出してください。

・主旨概要文と応募申込書のデータを下記作品提出先へ e-mail でお送りください。

・提出締切：9 月 28 日（金）必着（17:00 まで）

・提出先：下記作品提出先へ提出してください。

⑥ 審査方法および発表

1) 第 1 次審査

第 2 次審査進出作品のノミネートを決定します。

2) 第 2 次審査（公開）

ノミネート者によるプレゼンテーションを実施し、その後に最終審査を行い、各賞を決定します。なお、代理によるプレゼンテーションは認めません。

日時：10 月 27 日（土）10:00 ～ 17:00

場所：建築会館ホール（東京都港区芝 5-26-20）

3) 入選の発表

第 1 次審査結果：10 月 15 日（月）までに e-mail で代表者へ通知します。

入選作品・審査講評：関東支部ホームページに発表。

4) 表彰式及び桐生市民への公開プレゼンテーション

11 月 18 日（日）13:00 ～ 15:30 有鄰館（桐生市本町 2-6-32）

5) 入選作品展示会

桐生：有鄰館 11 月 18 日（日）～ 11 月 24 日（土）

東京：建築会館ギャラリー 12 月 8 日（土）～ 12 月 20 日（木）

⑦ 審査委員会

- ・審査委員長： 乾久美子（東京芸術大学）
- ・審査委員： 藤井恵介（東京大学）
- ・審査委員： 佐々木正純
（桐生商工会議所 FT 桐生推進協議会まちづくり委員会）
- ・審査委員： 亀山豊文（桐生市長）

⑧ 賞

- ・建築賞・まちづくり賞
：各1点程度（賞状、副賞 合計 20 万円）
- ・優秀賞
：4点（賞状、副賞各 5 万円）
- ・桐生市長賞
：2点（賞状、記念品）

⑨ 著作権

応募作品に関する著作権は各応募者に帰属します。

ただし、主催者および共催者が、この事業の主旨に則して入選作品を会誌またはホームページに掲載、図書の出版、展示などの公表のために用いる場合、入選者は無償でその使用を認めることとします。

⑩ その他

- 1) 応募作品は返却します。ただし、入選作品は⑥による使用が終わるまで本支部が保管しますので、必要な方は控えをとっておいてください。返却を希望する場合は、支部事務局まで受け取りに来てください。なお表彰式より3ヶ月を経過したものは処分します。
- 2) 質疑は受け付けません。
- 3) 応募規定に違反した場合授賞を取り消すことがあります。
- 4) 関連する見学会・シンポジウムを7月29日（日）に桐生市で開催します。
詳細は関東支部ホームページに掲載します。

⑪ 問合せ・作品提出先

日本建築学会関東支部「提案競技」係
〒108-8414 東京都港区芝 5-26-20
TEL03-3456-2050 FAX03-3456-2058
e-mail : kanto@aij.or.jp
<http://news-sv.aij.or.jp/kanto/>

【2】写真コンクールの部

① テーマ「桐生再発見」

暮らしの中で目に触れた「桐生らしい風景」のうち、伝建地区などを対象とした桐生の歴史や文化が感じられる作品を求めます。また、建物だけでなく、生活や行事なども対象に含みます。

② 提出作品

- ・未発表作品であること。
- ・A4サイズ程度で、デジタル（インクジェットプリンタ等）による出力（応募）も可能。
- ・著しい加工を施した写真は不可とします。

③ 応募資格

在住在勤の方ほか、観光で訪れた方など、どなたでも可能です。

応募登録：不要

④ その他

- ・応募は1人3点までとします。
- ・入賞作品については、ネガ又は画像データ（jpg など）の

提出を求める場合があります。

- ・作品の発表あるいは展示後、その作品に使用された人物からの肖像権・著作権侵害等の申し出があった場合の責任は、すべて応募者に帰属するものとします。
- ・応募作品は、応募される本人が撮影し、すべて著作権を有しているものに限りません。
- ・応募作品の著作権は主催者、共催者に帰属し、桐生市の観光PR、建築学会の活動に活用させていただくことがあります。

⑤ 作品の提出方法

提出先：桐生市役所 総合政策部 伝建群推進室
〒376-8501 桐生市織姫町1番1号 Tel 0277-46-1111（代表）

記入事項：作品裏面右下に作品の「画題」と氏名、住所、電話番号、Eメールアドレスを記入の上、ご応募ください。

⑥ 全体スケジュール

- ・応募作品受付：9月10日（月）～9月14日（金）
- ・入賞者の発表：10月下旬頃

(入賞者には直接通知するとともに HP などで公表する予定です。)

・表彰式：11月18日(日) 13:00～15:30

有鄰館(桐生市本町2-6-32)

・入賞作品展示会

桐生：有鄰館 11月18日(日)～11月24日(土)

東京：建築会館ギャラリー 12月8日(土)～12月20日(木)

⑦ 審査委員会(予定)

審査委員長：大和建昭(桐生市文化協会会長)

審査委員：新井重雄(桐生写真連盟)

審査委員：北川紘一郎(無鄰館館長)

審査委員：山岸剛(写真家)

審査委員：加藤詞史(建築家/早稲田大学)

⑧ 賞

・桐生市長賞：1点(賞状、2万円の図書カード)

・優秀賞：2点(賞状、1万円の図書カード)

・入選：5点(賞状、3千円の図書カード)

【3】 絵画コンクールの部

① テーマ「絵手紙を未来の自分に送ろう～桐生がこんなまちになったらいいな」

あなたが大人になるころ、桐生はどんなまちになっていたらよいかおもいますか？桐生のまちの中で、あなたがよく知っている、あるいは好きな場所が、将来どうなっていたらよいでしょう？

将来あなたが住みたいとおもう「桐生のまち」と、そこにいる「未来の自分の姿」を予想し、絵手紙に描いて未来の自分に送ってみましょう。

② 提出作品

・郵便はがき(通常はがき)に、絵と文字で描いてください。

・文字は、絵の題名や未来の自分へのメッセージなどで、20文字くらいまでを目安にしてください。

・はがきのタテ・ヨコ、使用画材は自由です。

・絵を描いた面に、学校名や名前を書かないでください。

③ 応募資格

桐生市の小学校・中学校に通う児童・生徒

⑨ 著作権

応募作品に関する著作権は各応募者に帰属しますが、主催者・共催者は、応募作品の公表等をする権利を有するものとします。

⑩ 作品の返却

応募作品の返却を希望される方は、桐生市役所伝建群推進室でお渡しします。なお、表彰式より3カ月を経過したものは処分させていただきます。

⑪ 問合せ先

桐生市役所 総合政策部 伝建群推進室

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

Tel 0277-46-1111(代表)

桐生市役所 HP : <http://www.city.kiryu.gunma.jp/>

④ 応募登録

不要

⑤ 作品の提出方法

はがき表面の郵便番号欄に「376-8501」、宛名欄に「桐生市役所 絵手紙コンクール係」と書き、差出人欄には「学校名」「学年・組」「氏名」を書いて、9月5日(水)までに郵便ポストに投函してください。

⑥ 全体スケジュール

・応募作品受付：8月27日(月)～9月5日(水)

・入賞者の発表：10月下旬頃

・表彰式：11月18日(日) 13:00～15:30

有鄰館(桐生市本町2-6-32)

・入賞作品展示会：

桐生：有鄰館 11月18日(日)～11月24日(土)

東京：建築会館ギャラリー 12月8日(土)～12月20日(木)

⑦ 審査委員会

地元美術関係者

⑧賞

【絵画コンクールの一部】

- ・優秀賞：2点（賞状、5千円の図書カード）
- ・桐生市長賞：3点（賞状、2千円の図書カード）
- ・桐生市教育長賞：13点（賞状、1千円の図書カード）
- ・入選：20点（賞状、1千円の図書カード）

⑨著作権

応募作品に関する著作権は各応募者に帰属するが、主催者・共催者は、応募作品の公表等をする権利を有するものとします。

⑩作品の返却

展示会終了後、学校ごとに返却します。

⑪問合せ先

桐生市役所 総合政策部 伝建群推進室

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

Tel 0277-46-1111（代表）

桐生市役所 HP : <http://www.city.kiryu.gunma.jp/>

【群馬県桐生市の概要】

桐生市は、人口約12万3千人、市域面積27,457haの都市で、群馬県の東南部に位置し、本市の中心は首都東京から約90km、県都前橋から約25kmの距離にあります。

JR両毛線、東武桐生線、上毛電気鉄道、わたらせ渓谷鉄道の4本の鉄道や3本の国道を有し、前橋市、太田市、伊勢崎市などの群馬県下の主要都市に連絡するとともに、足利市、佐野市などの栃木県下の各都市との結びつきも強くなっています。

市街地には渡良瀬川と桐生川が流れ、山々が屏風状に連なり、水と緑に恵まれた地に歴史と伝統が息づいています。

桐生の織物の起こりは古く、奈良時代のはじめには絹織物を朝廷に献上し、江戸時代には「西の西陣、東の桐生」とうたわれ、織物の一大産地となりました。古くから織物の町として知られ、織物の隆盛は市街地の形成にも反映されています。特に、江戸時代には現在の本町地区で「桐生新町」という計画的なまち並みづくりが行われ、現在の市街地においても、その町割の跡がうかがわれます。また、明治時代の洋風建築や織物工場などの近代化遺産と呼ばれる建築物が多く残っており、これらによって現在の市街地・まち並みの基盤が作られてきたといえます。

戦後は、織物産業から機械金属系産業への転業が進行し始め、昭和40年代半ばには、機械金属系産業の製造品出荷額が織物産業を上回るに至りましたが、今日においても織物産業が本市の中核的産業であり、桐生らしさを代表するものであることには変わりありません。織物産業の繁栄を今に伝える町並みがいたるところに残り、のこぎり屋根の織物工場や土蔵造りの店舗など近代化遺産の宝庫となっています。

桐生新町の成立は、今から約420年前、天正19年（1591年）に徳川氏が直接治める土地とされる天領としての扱いとなり、代官「大久保長安」の手代である「大野八右衛門」によりまちが造られました。北の起点に天満宮を置き、南北に一直線に通りを設けました。通りに面したまち割りには、間口が6～7間、奥行きが約40間の短冊状の区画割りが施され、近郷近在の次男、三男を積極的にすまわせたと言われています。

また、現在にも明治期から昭和初期にかけての近代化遺産と称される産業遺産などの歴史的建造物が多く残されている地区でもあります。天満宮及び本町一・二丁目地区は平成20年度から伝統的建造物群保存地区の指定に取り組み、平成24年度、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定される予定です。

伝統的建築群に込ませよ

Take your stance on the traditional architecture.

建物・敷地候補リスト

建物番号	敷地番号		場所	特定物件	図面の有無	備考
A	①	建物・敷地	桐生市本町一丁目3-4	●	●	歯科医院として利用 母屋・蔵が空き家となっている
B	②	建物・敷地	桐生市本町一丁目4-33	●	●	通りに面した二戸長屋 空き家となっている
C	③	建物・敷地	桐生市本町一丁目5-26	●	●	買場紗綾市の時に利用
D	④	建物・敷地	桐生市本町一丁目5-5	●	●	のこぎり屋根工場
E	⑤	建物・敷地	桐生市本町一丁目6-19	×	×	一丁目集会所として利用
F	⑥	建物・敷地	桐生市本町一丁目6-28	●	●	住居として利用
G	⑦	建物・敷地	桐生市本町二丁目1-3	●	●	二丁目・横山町集会所として利用
H	⑧	建物・敷地	桐生市本町二丁目4-35	●	●	通りに面した二戸長屋 現在空き店舗となっている
I	⑨	建物・敷地	桐生市本町二丁目6-30	●	●	有鄰館入口、店舗として利用
J	⑩	建物・敷地	桐生市本町二丁目8-26	● ※蔵のみ	×	事務所・店舗、蔵として利用
K	⑪	建物・敷地	桐生市本町二丁目4-27	●	×	空き工場
L	⑫	建物・敷地	桐生市本町二丁目4-15	×	×	市営住宅として利用
M	⑬	建物・敷地	桐生市本町二丁目1-16	●	×	広場として利用
N	⑭	建物・敷地	桐生市本町二丁目6-32	×	×	有鄰館 多目的スペースとして利用

注意事項

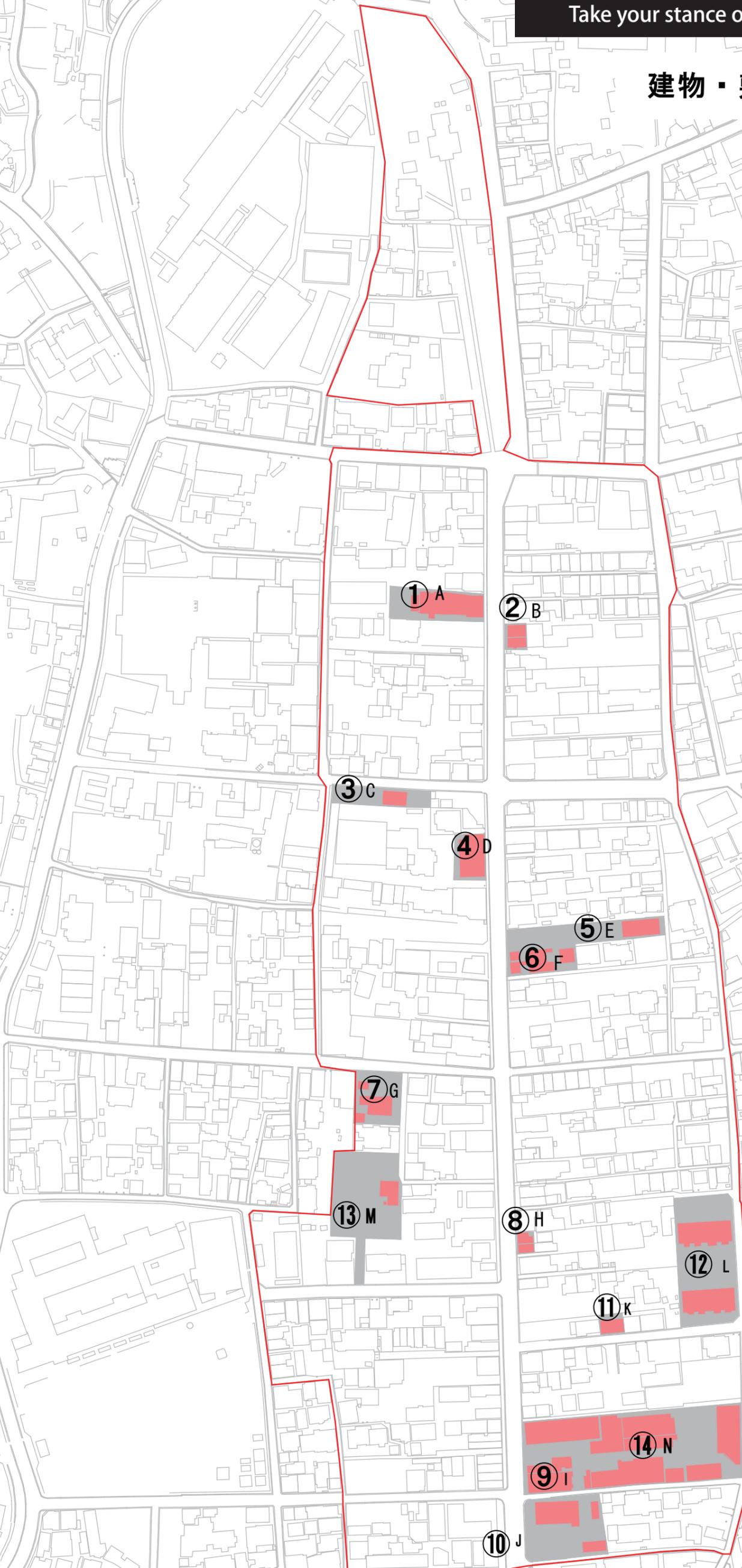
- ※ 個人のプライバシーに十分に配慮してください。
- ※ 場所は建物・敷地候補位置図をご参照ください。
- ※ 本提案競技の目的以外の使用を禁止します。

◎建物のうち図面の有るものについては、応募登録者のみに図面を配布します。

伝統的建築群に込込せよ

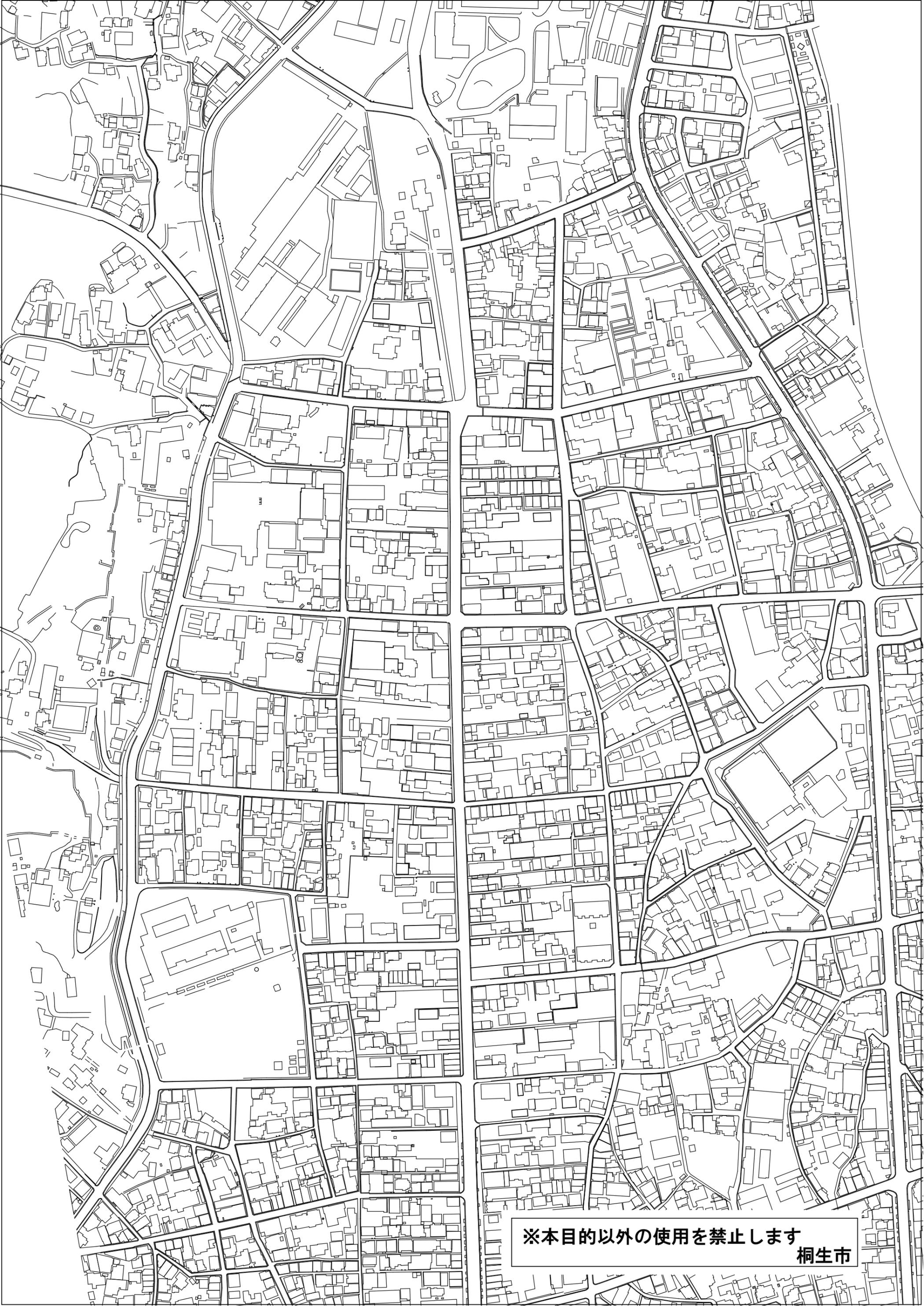
Take your stance on the traditional architecture.

建物・敷地候補配置図



※個人のプライバシーについて十分に配慮願います
※建物・敷地候補リストをご参照ください
※建物のうち図面の有るものについては、応募登録者のみに図面を配布します
※目的以外の使用を禁止します

桐生市
---- 凡例 ----
建物 A~N
敷地 ①~⑭
伝建地区範囲



※本目的以外の使用を禁止します
桐生市